

論点 -41

デジタル時代の著作権保護は

知的財産立国を 成功させる戦略のカギは 情報モラルの向上である



眞柄 泰利

personal data

まがら・やすとし 1958年東京都生まれ。82年ハワイ大学コンピュータサイエンス学科卒。大沢商会、ソフトバンク、ジャストシステムを経て、93年マイクロソフト入社。同社プロダクト・マーケティング担当統括部長、OEM営業本部長等を経て2000年執行役員に就任。03年より執行役常務。日本におけるソフトビジネスの黎明期からその最前線で活躍。著作権や知的財産権の問題についても造詣が深く、業界きっての論客である。

違法コピーを使いたいと思う動機は何か

ファイル共有ソフト^{*1}「ウイニー」の開発者が逮捕された事件は、著作権法違反の幫助罪と、技術革新に対する技術者のたゆまぬ挑戦のどちらを重く見るか、という問いを私たちに突きつけた。

じつは、この事件の深層では、来るべき知的財産立国における技術者と利用者双方のモラルが問われているのである。

この事件が象徴的だったのは、知的財産権が、自ら創造し権利を保持する人の利益と、他人の創造したものを活用する人の利益との、微妙なバランスの上に成り立っていることを如実に示したからである。はたして、どのようなバランスをとるべきなのか、それは、その時々の方政策的な判断に

もよる。ただ、忘れてならないのは、知的財産立国のあるべき姿を見据え、より多くの人々が、より豊かになれる時代を迎えられるようにすることが、判断の基準でなければならぬということだ。

ウイニーのようなファイル共有ソフトを通して、さまざまな知的財産が匿名で違法コピー^{*2}されることに対しては、もちろん厳しい態度で臨まなければならない。しかし一方で、違法コピー^{*2}を使いたいという人がなぜ使うのかという背景——たとえば無償で音楽を聴きたいという気持ち——も冷静に考えてみる必要がある。そうした利用者の動機こそが、新たな技術開発を呼び起こすインセンティブになるからである。

知的財産立国においては、国民すべてが知的財産の利用者であり、同時に創造者ともなりうる。

*1 ファイル共有ソフト
ある人のパソコンに入っているファイルや、同じソフトを持った別のユーザーがインターネットを通して自由に検索し、コピーもできるような仕組み。ファイル交換ソフトともいい、各国に各種あるといわれる。日本では「WinMX」が人気だったが、〇一年に利用者が高検捕されたことで、より匿名性の高いソフトとしてウイニー（Winnny）が開発された。ウイニーの利用者は一〇〇万人にのぼると推測される。
ウイニーは、ユーザー間をハックリレー式に情報を送るうえ、データが暗号化されているため、元々はだれのパソコンにあったファイルなのか分からず、匿名性が高い。

個々の知的財産に対して大切だという認識を持つことが、互いの知的財産を認め合うモラルにまで高まれば、ウイニーを違法コピーのために利用するという今回のような事件は起こりえないと信じたい。

ウイニーの開発者の逮捕には、もうひとつ考えなければならぬ点がある。開発者を逮捕することで技術の発展を妨げてしまう、という議論についてである。

技術の発展を第一に考えれば、たとえ違法な行為に使われる発明であっても、開発者を保護すべきだと考える人がいるかもしれない。しかし、ここでも重要なことは、技術もまた、それ自体が目的なのではなく、来るべき知的財産立国の時代に人々がより豊かに、幸福になるための手段にすぎないということである。

一〇〇%現地化を狙う中国の知財戦略

一方には、八〇年代以降のプロパテント政策により、力強い経済復活を成し遂げたアメリカ。また他方には、グローバル社会の一員たろうとする中国――。わが国をとりまく状況を見たとき、知的財産に対する国民のモラルの重要性を内外に示

すことは、まことに重要である。

九〇年代に入ってから、日本の製造業の多くが中国に生産拠点を移してきた。高い成長率を誇る中国は、資本主義を謳歌し、すでにグローバル化した沿岸部の二億人と、いまだ国際化には遠い一億人という「二つの顔」をもつ国である。

わが国が、知的財産をいかにして保護し、発展させ、国際競争力を維持しつつ、次の世代に受け継ぐのかという課題は、じつは、わが国の経済の安全保障と密接な関係にある。この点から考えた場合、中国が知的財産に関して発展途上であり、日本が優位に立っていると見ることは危険である。

中国は、グローバル社会の一員であるという「顔」においては、着実に法整備を行っている。しかし一方で、国際化されていない「顔」においては、法に則った厳格な運用がなされていないのが実情である。中国は、知的財産において、この「二つの顔」のバランスを微妙にとりつつも、製造業と同様、最終的に一〇〇パーセント現地化するという戦術を描いていることは間違いない。

プロパテント政策によって経済を復活させた米国と、製造業の空洞化が国内産業にダメージを与

*2 匿名で違法コピー

コンピュータソフトウェア著作権協会がインターネット利用者にアンケート調査（二〇〇三年）した結果、ファイル共有ソフトを利用したことがある人は六・四％。インターネット利用者は全国で約二九〇〇万人いるといわれており、約一八六万人が利用した計算になる。

「現在利用している」人がファイル共有ソフトで入手したファイルは、音楽、写真、映像など、一人平均一六二。「過去に利用」の人も含めると、一億二二二万の音楽ファイル、四二六六万の映像ファイルが交換されたことになるという。この膨大な数のファイルのなかに、違法コピーが相当数含まれると推測される。

えた日本を、中国が自身に照らし合わせて分析評価すれば、国際競争力の維持・強化という観点から、知的財産に焦点を当てる戦略を重視することは疑いの余地がない。

オープンソース・ソフトウェアの危険

では、わが国の知的財産戦略はどうか。

知的財産に対する日本の態度をグローバル社会がどう評価するか、そのひとつの基準として、わが国のオープンソース・ソフトウェア^{*4}に対する位置づけがあげられる。

ソフトウェアの知的財産権を囲い込まず、広く共有することを旨とするオープンソースの考え方を、私自身否定するものではない。一つのソフトウェア開発手法として、すばらしい選択肢であると思う。ただし、その是非については、市場の判断に任せるべきである。

米中の知的財産の経済競争の間で、知的財産立国を高らかに宣言したわが国が、中国との連携を含めてオープンソース・ソフトウェアを推進することで知的財産を否定するスタンスは、諸外国からは、矛盾としてとられかねない。このことが国際競争力の足かせとならぬよう、中立的な立場を

堅持すべきである。

わが国が、こうした矛盾を放置することは、知的財産立国に向けた経済の発展を阻害し、国際競争力を削ぎ、結果、国内の知的財産権者、あるいは利用者におけるモラルハザードを引き起こす危険性を持つ。

モラル向上のためにNPOをつくった

では、いかにして知的財産に関する国民のモラルを向上させるか。

二〇〇四年五月にまとめられた「知的財産推進計画2004」^{*5}では、人材の育成と国民意識の向上がひとつの大きな柱として示されている。この人材育成のなかでは、知的財産教育に関する児童・生徒向け教育および教員向け研修を次のとおり推進するとしている。

「小学校の早い段階から知的財産マインドの醸成を図る。特許権や著作権などの知的財産を尊重する意識を身に付けさせる」(首相官邸「知的財産戦略本部」のホームページより要約)

しかし、私自身が、実際に公立の義務教育課程に三人の子供を送り出している親として、この実施プログラムを評価した場合、現実にはほとんど

*3 知的財産に焦点を当てる戦略

たとえば中国では世界の四割のDVDプレイヤーを生産しているが、DVD関連の約二〇〇件の特許はすべて海外のもの。そこで中国政府と民間が協力してDVD規格に対抗する次世代光ディスクとして中国独自の規格EVDを開発、EVD関連の特許のほとんどを中国企業が押さえた。

*4 オープンソース・ソフトウェア

著作権がなく、だれでも改変することができるソフトでもっとも有名なのがOSのLinux。

経済産業省は〇三年、品質やサポートに不安があり利用に二の足を踏む向きも少なくないため、ユザーなどに事例調査を行い、「オープンソース・ソフトウェアの利用状況調査／導入検討ガイドライン」を公表。品質やサポートに関してほとんど問題が生じていないことや、オープンソース・ソフトウェアを活用できる人材育成ビジネスは成長が期待されることなどを報告、理解と利用を促している。

機能していないといわざるを得ない。

学校が週休二日になって以来、「総合的な学習の時間」の中で、老人ホームの慰問などとともに



「ブロードバンドスクール協会」が手がけているパソコンを使った授業。情報モラルも自然に身につく

行われていたパソコン学習時間も圧縮されている。運動会の練習すら削減される状況のなかで、義務教育の現場でどれだけ知的財産教育について理解がなされたのか、子供たちがどれだけ知的財産を尊重する意識を学んだのか、はなはだ疑問である。

こうしたなか、幸いにも私の仕事を通して、著作権団体、教育関係者、有識者の方々と意見を交わす機会があり、二〇〇四年六月、これら有志の手で「ブロードバンドスクール協会」を設立することができた。著作権あるいは知的財産に対する子供たちの認識を高め、情報モラルの向上をひとつの目標とするNPO法人である。

少数のボランティアがNPOを立ち上げることでは、モラルの啓発活動を実行できない現状が、早急に国民レベルでの問題意識に変わることが切に期待するところである。

私たちはいま一度、知的財産立国の持つ意味をじっくりと考える必要がある。何より重要なことはモラルの向上である。国民が健全なモラルをわきまえてはじめて、知的財産権者と利用者の利益が相反することなくバランスを保つことができるからである。

*5 知的財産推進計画2004
詳細はデータファイル参照。

*6 国民が健全なモラルをわきまえる

政策研究大学院大学の生越由美助教も、コンテンツ産業の振興に必要なものの第一に、国民の意識改革をあげる。〈コンテンツ・ビジネスの基本は「創ったらもう、使ったら払う」である。これを国民の共通認識としなければ良質のコンテンツは生まれない〉へ報酬は創造に対する敬意の表明でもある。しっかりともうらぐ「プロ精神の醸成も課題である」(読売新聞〇四年四月七日付)。

筆者が推薦する基本図書

●「情報倫理学入門」 越智貞編 (ナカニシヤ出版)

●「知っておきたい情報モラルQ&A」久保田裕+佐藤英雄 (岩波アクティブ新書)